

税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の協定

日本国政府及びモルドバ共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令に対する違反が、それぞれの国の公共の安全並びに経済上、財政上、社会上、文化上、公衆衛生上及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、

麻薬、向精神薬、武器、爆発物、化学物質、生物物質及び核物質の不正取引が公衆衛生及び社会に害を及ぼすことを考慮し、

関税その他の輸出入に際し徴収される税の正確な査定を確保すること並びに税関当局による禁止、制限及び規制措置の適正な執行を確保することの重要性を考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定を考慮し、

関税法令違反に対する行動を両税関当局間の協力によって一層効果的なものとし得ることを確信し、千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮して、次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「監視付移転」とは、違反を調査するため及び違反を実行し、又はその実行に関与した者を特定するため、一の国の権限のある当局が、事情を知らながら、かつ、その監視の下に、不正な又はその疑いがある送り荷が当該国の関税領域を出、これを通過し、又はこれに入ることを認めることとする手法をいう。

(b) 「税関当局」とは、日本国においては財務省をいい、モルドバ共和国においては財務省管下の関税庁をいう。

(c) 「関税法令」とは、税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、物品の輸入、輸出、通過、蔵置及び移動を規律し、並びにその他の税関手続の管理下に物品を置くことを規律するもの（税関当局の権

限に属する物品の禁止、制限又は規制の措置を含む。」をいう。

(d) 「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(e) 「関税」とは、輸出入に際して、各締約国政府の国の関税領域において、それぞれの税関当局により課される全ての関税、租税及び手数料をいう。

(f) 「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。

(g) 「情報」とは、税関当局の保有するデータ、文書、報告、これらの認証された写しその他のあらゆる形式（電子データを含む。）の情報をいう。

(h) 「職員」とは、税関職員又は税関当局によって指定された他の政府職員をいう。

(i) 「者」とは、自然人又は法人をいう。

(j) 「国際貿易におけるサプライチェーン」とは、原産地から最終仕向地までの国境を越える物品の移動に係る全ての過程をいう。

(k) 「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

(l) 「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

第二条 協定の適用範囲

1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するため、この協定の規定に従って、それぞれの税関当局を通じて相互に支援を行う。

2 両締約国政府は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、それぞれの税関当局を通じて協同の努力を払う。

3 この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において施行されている法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

4 この協定は、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

5 この協定は、両締約国政府間の相互支援のみを意図するものである。この協定の規定は、いかなる私人に対しても、情報を入手し、抑止し、若しくは排除する権利又はこの協定に基づき要請された支援の実施を妨げる権利を付与するものではない。

第三条 相互支援

1 両税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、関税法令の適正な適用並びに関税法令違反の防

止、調査及び対処を確保すること並びに国際貿易におけるサプライチェーンの安全を確保することに寄与する情報を相互に提供する。当該情報には、次のものを含めることができる。

- (a) 有効性が立証された執行の手法
- (b) 関税法令違反を行う際の新たな傾向、手段又は方法
- (c) 関税法令違反の対象であることが知られ、又は疑われている物品並びにそれらの物品について使用される輸送手段及び蔵置手段
- (d) 関税法令違反を行っており、又は行ったことが知られ、又は疑われている者
- (e) いずれかの税関当局の国の関税領域において関税法令違反を行うために使用されており、又は使用されたことが知られ、又は疑われている輸送手段及びコンテナ
- (f) いずれかの税関当局の国の関税領域における関税法令違反に係して使用されており、又は使用されたことが知られ、又は疑われている施設
- (g) 関税法令の適用に関する行政上の決定及び文書の送付及び通知
- (h) 関税法令の適切な適用に関連し得るその他の情報

2 一方の税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、他方の税関当局の国の関税領域における関税法令違反となるおそれがある行為に関する利用可能な情報を当該他方の税関当局に提供する。

3 一方の税関当局は、利用可能な情報が他方の税関当局の国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る重大な関税法令違反に関連するものであると認める場合において、必要と認めるときは、自己の発意により、当該他方の税関当局に対して当該情報を遅滞なく提供する。

第四条 要請に基づく支援

1 被要請当局は、要請に基づき、要請当局に対して次の情報を提供する。

(a) 当該要請当局の国の関税領域に輸入された物品が、当該被要請当局の国の関税領域から適法に輸出されたか否か。

(b) 当該要請当局の国の関税領域から輸出された物品が、当該被要請当局の国の関税領域に適法に輸入されたか否か。

(c) 一方の税関当局の国の関税領域を通過し、他方の税関当局の国の関税領域に向かう物品が、適法に通過したか否か。

2 要請に基づき、1の規定に従って提供される情報には、当該要請の対象である物品の通関のために用いた税関手続を含める。

第五条 特別な監視

被要請当局は、要請に基づき、自らの利用可能な資源の範囲内で、次のものについて特別な監視を行い、及び要請当局に対して情報を提供する。

- (a) 当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反を行った、又は行おうとしていることが当該要請当局によって知られ、又は疑われている者（特に当該被要請当局の国の関税領域に出入りする者）
- (b) 当該要請当局の国の関税領域に向けた不正取引の対象である疑いがあると当該要請当局によって通知された輸送中又は蔵置中の物品
- (c) 当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反の行為のために使用された、又は使用されようとしていることが当該要請当局によって知られ、又は疑われている輸送手段
- (d) 当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反の行為に関連して使用されており、又は使用されたことが当該要請当局によって知られ、又は疑われている施設

第六条 支援の要請の形式及び内容

1 この協定に基づく支援の要請は、書面又は電子的手段によって行う。当該要請には、その実施のために有益であると認められる情報を添付する。事態の緊急性が必要とする場合には、要請は口頭で行うことができる。当該要請は、できる限り速やかに書面によって確認されなければならない。

2 支援の要請は、英語によって行う。当該要請に添付する文書は、必要な範囲内で、英語に翻訳する。

3 1の規定に基づく支援の要請には、次の情報を含めるものとする。

- (a) 要請当局
- (b) 要請に関連する手続の種類
- (c) 要請の目的及び理由
- (d) 判明している場合には、要請に係る者の氏名又は名称及び住所
- (e) 検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素
- (f) 該当する場合には、第十一条2の規定に基づく言及

第七条 他方の締約国政府の国の関税領域における職員の立会い

1 被要請当局は、自国の関税領域において行う質問に要請当局の職員が立ち会うことを認めることができる。

2 要請当局の職員による被要請当局の国の関税領域における立会いは、専ら助言的な立場によるものとし、当該被要請当局が定める条件に従う。

3 要請当局の職員は、被要請当局の国の関税領域に所在するときは、当該被要請当局の同意及び当該被要請当局が課する条件の下で、次のことを行うことができる。

(a) 当該被要請当局の官署において、当該被要請当局の職員を通じて文書、記録その他関連するデータを閲覧すること。

(b) 文書、記録その他関連するデータを複写すること。

4 被要請当局は、要請に基づき支援措置を実施する場合において、要請当局の職員による立会いを適当と認めるときは、自ら定める条件に従い、当該要請当局の職員の参加を招請することができる。

第八条 監視付移転

両税関当局は、それぞれの国の法令に定める権限及び手続に従って、監視付移転について、個々にその事

例に応じて協力し、及び情報を交換することができる。

第九条 情報の使用及び秘密性

1 この協定に従って受領した情報は、第二条1に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、当該情報を提供した税関当局が他の機関による使用を明示的に書面で承認した場合を除くほか、当該他の機関に伝達してはならない。

2 1の第二文の規定にかかわらず、情報を受領した税関当局は、情報を提供した税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、この協定に従って受領した情報を自国の関連する法執行機関に提供することができる。当該法執行機関は、1の第一文及び3並びに次条に定める条件に従って当該情報を使用することができる。

3 各締約国政府は、この協定に従って受領したあらゆる情報の秘密性を保持するものとし、当該情報を提供した税関当局の国の法令に基づいて同種の情報に与えられている保護及び秘密性と少なくとも同程度の保護及び秘密性を与える。ただし、当該情報を提供した税関当局が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

4 この条の規定は、情報を受領した税関当局の国の法令に定める限りにおいて当該情報を使用し、又は開示することを妨げるものではない。当該税関当局は、可能なきはいつでも、当該情報を提供した税関当局に対し、当該情報の開示について事前に通報する。

第十条 刑事手続

1 この協定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該他方の締約国政府によって使用されてはならない。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国政府が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において1に規定する情報を使用することを希望する場合には、当該一方の締約国政府の税関当局は、当該情報を提供した他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得る。

3 2の規定に従って他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得ることを希望する税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、情報を提供した税関当局に対し、当該同意を得るために有益であると認められる関連情報を提供することができる。

4 この条のいかなる規定も、一方の締約国政府が、外交上の経路又は他方の締約国政府の国の法令に定め

る経路を通じ当該他方の締約国政府に対して情報を要請することを妨げるものではない。

第十一条 例外

1 被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公共政策その他の重要な利益を侵害し、又は自国の関税領域における産業上、商業上若しくは職業上の秘密の侵害を伴うこととなると考える場合には、要請された支援を拒否し、若しくは保留し、又は一定の条件若しくは要件を課することができる。

2 要請当局は、被要請当局から同様の要請を受けたならば実施することができないであろう場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請の実施は、当該被要請当局の裁量に委ねられる。

3 被要請当局は、支援が現に行われている調査（関連する法執行機関による捜査を含む。）、訴追又は司法上の手続を妨げることとなることを理由として、その支援を保留することができる。この場合において、当該被要請当局は、自己が必要とする条件に従って支援を行うことが可能かどうか決定するために要請当局と協議する。

第十二条 技術協力

両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び手法に関する研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十三条 要請の実施

1 被要請当局は、この協定に基づいて要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。

2 要請された支援を実施することができない場合には、要請当局に対し、その旨を速やかに通報し、及び当該要請を拒否し、又は延期する理由を記した書面を提供する。当該書面には、当該要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を添付することができる。

3 被要請当局は、要請された支援を実施する適当な機関でない場合には、その要請を適当な機関へ速やかに転送することができ。ただし、当該機関は、その要請に応ずる義務を負わない。

第十四条 費用

1 この協定を実施するに当たって必要となる経費については、それぞれの締約国政府が負担する。

2 要請された支援を実施するために高額な又は特別な性質の経費を必要とする場合には、両締約国政府

は、当該要請された支援を実施する条件及び費用を負担する方法を決定するために協議する。

第十五条 協定の実施

1 この協定の規定を適用するに当たり、両締約国政府は、可能な限り、関税法令違反を調査し、又はこれに対処することについて責任を有する職員が、相互に人的及び直接的な関係を維持することを確保するために必要な措置をとる。両税関当局は、この協定の実施に責任を有するそれぞれの官署の詳細な情報を相互に提供する。

2 両税関当局は、必要に応じ、かつ、その権限の範囲内において、この協定の実施に関連して生ずるいかなる事項についても、相互に協議する。

3 この協定の解釈又は実施に関するいかなる困難又は紛争も、両締約国政府間の相互の協議によって解決する。

4 この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で作成される。

第十六条 効力発生

この協定は、両締約国政府が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの手続を完了した旨を外交上の公文の交換により相互に通告する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

第十七条 終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて、他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。その終了は、当該他方の締約国政府に対して終了の通告を行った日から三箇月で効力を生ずる。

2 終了の時に現に行われている支援は、この協定に従って完了されるものとする。

第十八条 地理的適用

この協定は、両国の関税領域について適用する。

第十九条 見直し

1 両締約国政府は、要請に基づき、この協定を見直すために会合することができる。

2 両締約国政府は、外交上の経路を通じて、書面による相互の合意により、いつでもこの協定を改正することができる。改正は、この協定の第十六条に定める条件と同様の条件に従って効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年一月二十日にキシニョフで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

モルドバ共和国政府のために